

令和7年度 福岡市フリンジパーキング社会実験に関する確認書（案）

福岡市（以下「甲」という。）と〇〇協議会（以下「乙」という。）と〇〇株式会社（以下「丙」という。）は、「令和7年度 福岡市フリンジパーキング社会実験（以下「社会実験」という。）」の実施にあたり、丙所有の駐車場「〇〇〇」の活用について、次のとおり確認する。

（フリンジパーキングの目的）

第1条 公共交通との結節性の高い都心周辺部の駐車場において、自動車交通を受け止めることにより、都心中心部への自動車流入の抑制を図る。

（用語の定義）

第2条 本確認書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 処理機 駐車券の割引処理を行う機器をいう。
- 2 割引認証 フリンジパーキング利用者が持参した対象駐車場の駐車券について、福岡市観光案内所（天神）（以下、「観光案内所」という。）等において割引処理することをいう。

（実施）

第3条 〇〇〇（所在地：福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇-〇 以下「駐車場」という。）における社会実験の実施は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日とする。

（施設利用）

第4条 駐車場の利用については、甲及び乙が丙と協議の上、取り組むものとする。

- 2 割引認証された駐車券での精算に際して、丙は駐車料金を割引する。乙は、駐車券の割引認証を行うとともに、処理機の管理を行う。
- 3 駐車料金および時間の設定については、駐車場入庫後12時間まで最大300円とし、利用状況等を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、必要に応じて調整する。なお、フリンジパーキングの利用については、入庫日と割引認証日が同日であることを前提とする。
- 4 甲及び乙は、駐車場の満車時等には、フリンジパーキングを利用しようとする者の車が入庫できない場合があることを了承する。

（管理）

第5条 甲、乙または丙は、協議の上、駐車場の入口付近にフリンジパーキングの案内及びそれに付随する看板等を設置することができる。尚、当該看板等が第三者及びそれら所有物等に何らかの損害を与えた場合、設置者が責任を負うものとする。

- 2 駐車場および観光案内所等において、フリンジパーキングの利用者による問い合わせや問題等が発生した場合は、甲、乙及び丙が協力して対応するものとする。

（広報および利用促進）

第6条 フリンジパーキングの推進に向けた広報および利用促進については、甲、乙及び丙が協力しながら行うものとする。

- 2 丙は、甲が求めた場合、フリンジパーキングの利用状況等について報告する。また、利用状況等を公表することを丙は了承する。
- 3 丙は、社会実験により得られる情報のうち、効果分析に必要な情報を、甲及び乙に提供するものとする。

（費用負担）

第7条 費用負担については、甲、乙及び丙の予算の範囲内で、甲、乙及び丙が協力して負担するものとする。

- 2 ポスター及びチラシの製作費については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定する。

- 3 乙は、処理機の購入、設置、撤去及び管理（問い合わせ対応含む）に関する費用、及びバス片道乗車券の作成費を負担する。
- 4 丙は、駐車場精算機等の設定変更や改修に関する費用を原則負担する。
- 5 機器の不具合等により返金対応が発生した場合は、要因に基づき、乙及び丙が、それぞれの責において返金を行う。
- 6 甲は、別途丙と締結する協定書に基づき、丙に負担金を支出するものとする。

(確認書の期間)

第8条 本確認書の有効期間は、本確認書の取り交わし日から社会実験の終了までとする。

(秘密保持)

第9条 甲、乙及び丙は、社会実験の実施にあたって、他の当事者（以下「開示当事者」という。）から秘密である旨を明示して開示若しくは提供された、資料、情報並びに相手方固有の業務上、営業上及び技術上の秘密を、開示当事者の書面による同意がない限り、他の目的に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、次の各号に掲げるものはこの限りではない。

- (1) 開示の時点で既に公知の情報又はその開示を受けた当事者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密の保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点で既に開示を受けた当事者が保有している情報
- (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらず独自に開発した情報

2 甲、乙及び丙は、本確認書の有効期間の満了により効力を失った後も、第1項による義務を負う。

(その他)

第10条 社会実験の終了後におけるフリンジパーキングの継続については、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

- 2 社会実験の実施に伴い、駐車場の運営や周辺道路に大きな支障が生じた場合等には、甲、乙及び丙で協議の上、実験を一時停止または中止することができる。
- 3 この確認書に疑義が生じたとき、または、定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

本確認書の証として本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

(甲) 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎 印

(乙) 福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号〇〇
〇〇協議会
会長 〇〇 〇〇 印

(丙) 福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号〇〇
〇〇株式会社
取締役 〇〇 〇〇 印